独立行政法人国際観光振興機構 契約監視委員会 平成28年度(第2回)議事概要

開催日	平成29年2月10日(金)		
場所	独立行政法人国際観光振興機構本部会議室		
出席委員氏名	委員長 多 田 均 (国際観光振興機構監事)		
	委員 今 井 和 男 (弁護士)		
	委員 杉 本 賢 司 (公認会計士、税理士)		
	委員 廻 洋 子 (淑徳大学教授)		
	委員 大塚美智子(国際観光振興機構監事)		
審査対象期間	平成2	8年4月1日 ~ 平成28年9月30日	
抽出案件	3 件 (備考)	
(内訳)		契約件名:	
一般競争入札	O 件	契約相手方: (別紙のとおり)	
指名競争入札	O 件	契約金額:	
随意契約	3 件	契約締結日:	
	意見·質問	回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等 (別紙のとおり)		(別紙のとおり)	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)		
議題1. 訪日外国人旅行者数及び平成29年度予算等について(参考)			
別紙のとおり			
議題2. 平成28年4月1日から平成28年9月30日までの契約状況等について			
別紙のとおり 議題3. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて			
別紙のとおり			

議題1. 訪日外国人旅行者数及び平成29年度予算等について(参考)		
報告内容	・2,403.9万人を記録した2016年訪日外国人旅行者数の状況や、平成29年度運営費交付金予算 等について報告。	
	意見•質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	・特になし	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし	

議題2. 平成28年4月1日から平成28年9月30日までの契約状況等について【契約状況全般】			
	意見•質問	回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	・談合情報なしとはどのような意味か。	・外部からの通報を受けていないという意味。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

【抽出事案1】随意契約(企画競争方式)				
【契約件名】平成28年度海外MICEの誘致拡大に向けた海外MICE見本市出展等プロモーション事業(IBTM China, IMEX America, AIME出展・見本市国内事務局)		【契約相手方】株式会社ADKインターナショナル		
【契約金額】80,997,000円		【契約締約	【契約締結日】平成28年9月6日	
	意見•質問		回答	
	①他の応募者の見積もりと比違いはあったのか。	:較して、	①見積もり上の差異は小さかった。出展者の参加費用 を事業費用に計上していたか否かの違いがあった。	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	②出展者の参加費用を総額に計上した、とはどういう意味か。		②出展者が支払う出展料は、出展者が直接JNTOに支払う前提。受託事業者が事業費として計上するという前提にしてはいなかった。	
	③企画競争時の見積書の内容精査を どのように行っているのか。		③前年度の実施費用と企画競争公示前に別途取得した 参考見積りを元に、当年度の企画競争見積りと比較し精 査した。	
	④ADKが採用された理由としれた「事務局業務提案におい性が見られた」とは具体的にうな点か。	て安定	④ブース内では20分ごとに商談が行なわれ、大勢のバイヤーをブースに招き、時間内に順調に商談をこなすことがポイント。一連の流れをスムーズに誘導することに対して、十分な人の体制とサービスの提案があったということ。	
	⑤前年度の受託事業者どこだ	ʹϳ៶ͺ	⑤企画競争を実施した結果、ADKであった。	
	⑥会場確保やブース設営、事営等一連の出展業務のうち、 にはどこまでが含まれるのか	本契約	⑥本契約はパビリオン設営と運営、来訪者促進のためのプロモーション。場所の確保は契約に含まない。	
	⑦受託事業者の利益はあが [.] か。	っている	⑦事業者は管理費を計上しており、ここで利益を見ているものと思われる。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。			

【抽山声索の】吃辛却約//	シ西並みナポ)			
【抽出事案2】随意契約(企画競争方式)				
【契約件名】平成28年度韓国市場における訪日旅行促進のための旅行会社等との共同広告事業		【契約相手方】株式会社アサツーディ・ケイコリア		
【契約金額】1,775,463,000ウォン (≒189,974,541円)(変更契約後)		【契約締結日】平成28年4月12日(原契約) /平成28年5月25日(変更契約)		
意見・質			回答	
	①共同広告相手の選定方法及び費用分担は適切であるか。		①共同広告先の選定は、JNTOの方針を元に、事業者から提案を受け、事務所でプロモーション方針等と合致しているかを確認した上で、新規就航やセール特価などの話題性、送客見込数などを勘案し優先順位をつけて最終的に決定している。費用は、訪日旅行促進事業実施要領に基づき、原則共同広告先と折半して負担している。	
	②評価項目の検討は適正に行われたか。 また企画競争に2者参加しているが、契約 先が評価された理由は何か。		②規程に基づいて、事務所長、事務所職員2名、相互牽制のために本部職員(海外プロモーション部長・次長)を加えた計5名が審査員となり、応札参加社2者の企画提案について、「業務内容の理解度」「提案内容の独創性」「提案内容の的確性」「業務遂行の確実性」について審査した結果、ADKコリアの企画が、『地方誘客の必要性や、その手法が記載されており、JNTOの推進する地方誘客を正確に捉えている』『新しいSNS媒体を用いた情報発信に取り組んでいる』などの点が評価された。	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等			③見積書の内容は、共同広告の単価など過去の同様の事例から妥当性を判断した上で、事務所長を含む複数の職員によって確認が行われている。	
			④契約締結後には、当機構の変更契約の要件に従い以下の理由により契約変更を行った。 ・当初予見し得なかった、2016年4月に発生した熊本地震の影響により、九州旅行商品の中止・キャンセルが相次ぎ、九州の観光に大きな打撃を与えた。九州の観光需要早期回復に向けて、至急、旅行商品の販売促進に取り組む必要が発生した。・今回の契約変更額(4,000万円)は、原契約(1億5,000万円)の30%以内の変更となっている。 ・九州商品の販売広告を追加で計画し調整するにあたり、原契約により実施している共同広告事業を踏まえて取り組むことにより、迅速かつ的確な事業展開が可能となり、九州への旅行需要の早期かつ効果的な回復につなげられる。	
	⑤昨年度の同様な事業の受託事 こか。	事業者はど	⑤企画競争により、ADKコリアが受託。	
	⑥前年度の評価は加味しているか。 ⑦前年度受託事業者に失敗等があった場合に、翌年の審査で減点する等の措置は しなくて良いか。		⑥企画競争は匿名で実施しており、前年度の評価は加味されない。	
			⑦課題があった場合に、再発防止策を次の事業の仕様書に盛 り込む等の対応が考えられる。	
	⑧バナー広告は非効率。クリックや、アフィリエイト(成果報酬型)が 討すべき。		⑧検討する。	
	⑨変更契約により効果が上がったとを検証すべき。 ⑩広告の効果測定を行なう場合 クトの目的を明確にすべき。		⑨⑩VJ事業実施本部において、毎月、事業の振り返りをしている。経験を蓄積して良い方向へ進めたい。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。			

【抽出事案3】随意契約(企画競争方式)

【契約件名】契約金額が1億円以上の案件の1者応募 への対応の検討

本部発注

- ●平成28-29年度多言語ウェブマガジン及び記事広告ウェブマガジン企画・制作業務
- ●VISIT JAPANトラベル&MICEマート2016事業の企画・運営業務
- シンガポール事務所発注
- ●マレーシア市場における旅行博出展及び共同広告 実施等訪日旅行促進事業

【契約相手方】

ウェブマガジン企画・制作業務:株式会社ラユニオン・パブリケー ションズ

VJトラベル&MICEマート企画・運営業務:株式会社JTBコーポ レートセールス

マレーシア訪日旅行促進事業: Promo Tec Synergy Sdn Bhd

【契約金額】

ウェブマガジン企画・制作業務:160,617,600円 VJトラベル&MICEマート企画・運営業務:162,507,617 円

マレーシア訪日旅行促進事業: S\$1,395,691.40(≒128,403,608円)

【契約締結日】

ウェブマガジン企画・制作業務:平成28年4月1日 VJトラベル&MICEマート企画・運営業務:平成28年5月27日 マレーシア訪日旅行促進事業:平成28年4月8日

120,400,000 17			
	意見•質問		回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①1者応募となっている理由にか。特に、前回、受注した事業ないと受注できない事業では	美者では	①公示期間は十分確保し、周知についても適切であった。 企画競争説明書を受領したが応募しなかった事業者に対してアンケートを実施したところ、「公示に気づくのが遅れたため、企画提案に間に合わなかった」、「他の企画競争案件に労力が割かれ、本件への対応に手が回らなかった」、「発注規模が大きく、リスクマネジメント上、履行保証できないと判断した」等の回答を得た。優秀な事業者を確保するため一定程度の事業規模を確保しつつ、事業の性質によっては発注単位を分割すること、大きな事業の公示期間が重ならないような工夫も検討したい。
	②積極的に提案を求める努力 きではないか。	力をすべ	②ルールに則った上で、引き続き関心の向上について 努めていく。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。		

議題3. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について			
契約監視委員会におい て審議することとなった 経緯	・平成24年6月に政府行政改革実行本部より各府省に対し、公益法人に対する支出の公表・点検方針が示された。 ・この中で、各府省は、所管する独立行政法人に対して、独立行政法人から公益法人に対する支出(契約に基づくもの、基かないもの)についても毎年度点検、見直しを行うように求められた。 ・このため、国土交通省より当機構に対して、公益法人に対する支出について点検・見直しを行うよう求められた。 ・この要請の中で、前年度において同一又は類似の内容で同一府省から支出されているものの点検・見直しの方法として、「契約監視委員会」による審議を求められたもの。		
審議における観点	①支出そのものについての必要性があるか。 ②支出が必要であっても、競争性を高めるなどにより効率的・効果的な支出とできないか。		
【契約件名】平成28年度「台湾訪日旅行マーケティング事業」		【契約相手方】公益財団法人日本台湾交流協会	
【契約金額】9,741,315円		契約締結日:平成28年4月1日	
審議概要	・ 特になし		